

渡良瀬遊水地宣言

私たち、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会は、ラムサール条約湿地登録5周年を機に、渡良瀬遊水地の治水・利水と自然環境の調和について、改めて学び、交流する機会を得ました。

20世紀初頭までのこの地域は、周辺に比べて地盤高が低く水害を受けやすい地形でありながらも、囲堤を築き、農業や漁業、養蚕業などを営む人々の暮らしがありました。しかし、足尾銅山から流出する鉍毒被害が、渡良瀬川沿岸に広がるようになると状況は一変し、鉍毒被害の防止対策の一つとして、氾濫被害の軽減のため遊水地計画が打ち出され、人々はこの地から離れることを余儀なくされました。その後、治水機能のより効率的な活用を図るための見直しが行われ、国内最大となる遊水地が造られました。

一方で、広大な敷地は、湿地としての環境が保たれることとなり、豊かな生態系をもつ、世界的にも貴重な湿地としてラムサール条約湿地になりました。

私たち保全・利活用協議会は、かつての人々の暮らしと引き換えに得た湿地の恵みを、次の世代に価値ある姿のまま引き継がなければならないことを認識し、条約の目的とともに治水・利水機能の維持及び向上と自然環境の調和をより一層進めるために、以下の点に取り組むことを決意しました。

- 1 周辺住民及び下流域の住民の安心と河川の安全性を高めるため、治水容量の確保と堤防の強化に努め、人々の生命財産を守ります。
- 2 多くの絶滅危惧種を含む渡良瀬遊水地特有の自然環境を保全するための取り組みを進めていきます。また、学校等と連携し、将来を担う人材の育成に向けた教育、普及活動を進めます。
- 3 渡良瀬遊水地を身近に感じ、多くの人々に来訪してもらえるように、わかりやすい情報発信に努め、交流を活発化させ地域振興につながる取り組みを進めます。

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会には、行政や地域の代表、各種団体など、現在44の構成員が参加しています。構成員間の十分な協議及び協力を推進することにより、治水機能の向上と継続的な自然環境の保全及び様々な利活用についての取り組みを促進いたします。

平成29年7月1日

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会